

vol.53-09 (通算 606 号)

2023年12月号

# やどかり

2023年12月15日発行  
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里  
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

## 法制度に働きかけ続ける

### 障害者自立支援法違憲訴訟団と 国(厚生労働省)定期協議を傍聴して

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」、切なる声も届かず、2005年10月31日、障害者自立支援法（以下、自立支援法）が衆議院本会議で成立、2006年度から施行されました。障害のある人が生きていく上で必要な支援に応益負担（利用料）が課せられ、その負担は本人や家族にとって重いものになりました。施設を去る人や心中事件などの痛ましい報道も相次ぎました。自立支援法廃止を求める運動は全国に広がり、毎年10月に日比谷で行われた大フォーラムには、やどかりの里からも大勢参加しました。そして、自立支援法が憲法第13条、第14条、第25条に反するとして、2008年10月31日に違憲訴訟が提起され、集団訴訟は14地裁、原告71人にまで広がりました。民主党に政権が交代した2009年9月、当時の長妻厚生労働省大臣が自立支援法廃止を明言。翌年の1月10日には、障害者自立支援法違憲訴訟団と国が基本合意文書を交わし和解しました。

基本合意文書では、自立支援法廃止の確約と障害者の基本的人権の行使を支援する新法の制定、基本合意の適正な履行のために原告団・弁護団と国の定期協議が約束されました。この公約に基づいて、定期協議が継続されています。11月6日、第14回定期協議が開かれました。冒頭、原告第1号の秋保喜美子さんがあいさつし、地元の介護支援事業所が撤退し土曜日の支援が全くない状況などに触れ、2024年の報酬改定に向けて、基本合

意文書と障害者権利条約総括所見を踏まえつつ、障害者福祉の後退を防ぐよう訴えました。web上ではありましたが、秋保さんの姿から障害の進行を感じ、年月の重みを垣間見ることとなりました。原告・弁護団は、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策少子対策課若者活躍男女共同参画）に対し、要請書を提出、その中で、基本合意文書や障がい者制度改革推進会議総合福祉部会から出された骨格提言を尊重すること、障害者権利条約の遵守と総括所見を尊重すること、利用者負担制度の廃止、介護保険優先原則の廃止、報酬の日額払いの見直しを求めました。参加した原告から現行制度の利用のしづらさが語られ、市町村の対応の違いなど、実態を浮き彫りにしながら国とやりとりされました。しかし、国の回答は、「財源の確保が難しい」「現実の給付のしくみは必要」「各市町村に周知を働きかける」など消極的なものばかり。いまだ基本合意文書で確認された、利用料の収入認定において配偶者を含む家族の収入を除外することや介護優先原則の廃止などが実現されていない状況です。原告・弁護団の基本合意文書の実行状況を粘り強くチェックし、働きかけを続けていなければ、一層の後退があった可能性を感じずにいられません。

法制度は生活や事業の運営に直結する重要な枠組みです。細部まで注意深く確認し、私たちの意見を積極的に表明していきましょう。  
(永瀬恵美子)